

# 現場説明書

1 業務名 平作地区ほか樋門更新検討及び実施設計業務委託  
2 監督員 技術部 下水道管渠課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 前払金について

前払金 する ~~しない~~  
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 3. 部分払について

部分払 する(——回以内) ~~しない~~

### 4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- (1) ~~継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
<del>初年度(——年度)</del>	<del>——%</del>	<del>支払限度額・委託代金額の——%</del>
<del>第2年度(——年度)</del>	<del>——%</del>	<del>支払限度額・委託代金額の——%</del>
<del>第3年度(——年度)</del>	<del>——%</del>	<del>支払限度額・委託代金額の——%</del>

- (2) ~~各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。~~

### 5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
  - ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
  - イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
  - ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
  - ア 委託代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)  
提出不要
  - イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)  
提出不要
  - ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
  - エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

カ 直営工事届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支給材料	<del>あり</del>	なし
イ 貸与品	あり	<del>なし</del>

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	<del>あり</del>	なし
-----------	---------------	----

## 6. テクリスの登録について

受託者は、受注時、変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

## 8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 9. 技術的事項について(別紙)

# 管路施設実施設計業務委託標準仕様書

## 第1章 総則

### 1. 1 業務の目的

本委託業務（以下業務という）は、別添図面に示す委託対象地域の工事を施行するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

### 1. 2 標準仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従って施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い、施行しなければならない。

### 1. 3 費用の負担

業務の検査等に必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

### 1. 4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

### 1. 5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

### 1. 6 秘密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

### 1. 7 主任技術者及び技術者

- (1) 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を遂行させるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者及び人数を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者は、技術士(上下水道部門・下水道)又はR C C M(下水道)の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 受託者は業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

#### 1. 8 引き渡し

受託者による審査に合格した後、本仕様書に指定された提出図書一式を納入し、本市上下水道局（以下「本局」という。）の検査員による検査をもって業務の完了とする。なお、受託者は、業務完了時及び業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1. 9 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.10 本市上下水道局監督員（以下「局監督員」という。）が特に必要と認める場合は、本業務における受託者に対し、本局の身分証明書を発行し、かつ、腕章を貸与するものとする。この場合において、当該受託者は、当該身分証明書の発行を受けるため、次の書類を提出しなければならない。なお、身分証明書、腕章とも紛失には特に注意し、業務終了後は、速やかに、返却しなければならない。

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| (1) 身分証明書発行願                  | 1 部   |
| (2) 従事者名簿                     | 1 部   |
| (3) 従事者の写真(横 2.3 cm×縦 2.8 cm) | 各 1 枚 |

#### 1.11 設計変更

本委託業務の軽微な変更は、行わないものとする。

## 第2章 調査

### 2. 1 流域調査

設計対象流域(その上流域、下流域を含む)について、地勢、環境、分水嶺等の調査を行い、現地の状況を十分把握しなければならない。

### 2. 2 資料の収集及び調査

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

### ~~2. 3 埋設管調査~~

~~埋設管調査において不明確な箇所については、各埋設企業者の竣工図、台帳図、聞き込み、住民の話など各分野からの資料に基づいて図面の作成を行い、資料は、すべて整理製本して、本局に提出する。~~

### 2. 4 渉外事務

- (1) 受託者は、調査、設計上必要な渉外事務を行わなければならない。ただし、受託者の責任において解決できない場合は、局監督員と協議するものとする。
- (2) 渉外事務の記録は、詳細に記し、随時報告するとともに、業務完了時に提出しなければならない。

### 2. 5 公私有地の確認

道路、水路について公私の不明確な箇所については、公図及び土地台帳により調査確認しなければならない。

### 2. 6 在来管確認

在来管使用の可否についての判断は、局監督員及び関係者立会いのもとに行わなければならない。

2. 7 本業務の従事者は、常に言動動作を慎み、住民等に不安、悪感情を与えないよう十分注意するものとする。また、民地内に立ち入る場合は、必ず本局発行の身分証明書及び腕章を携行し、土地所有者及び占有者の了解を得るものとする。

## 第3章 設計一般

### 3. 1 一般的事項

- (1) 業務は、局監督員と十分な協議打合せの後、施行しなければならない。
- (2) 主任技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せの結果は必ず記録し、その都度、局監督員に提出して、承諾を受けなければならない。

### 3. 2 設計基準等

設計に当たっては、本局の指示する図書及び本仕様書第8章に基づくものとする。

### 3. 3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、局監督員と協議の上、これらの解決に当たらなければならない。

### 3. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理した上で、提出しなければならない

### 3. 5 基本計画の精査

受託者は、流域踏査等の調査後、処理区域全体の基本計画を精査した上で、設計対象流域の実施設計を行わなければならない。

### 3. 6 参考資料の貸与

本局は、業務に必要な下水道事業計画書、土地調査書、測量成果書等の資料を所定の手続きによって貸与する。

### 3. 7 参考文献等の明記

業務(設計検討、計算等)に文献その他の資料を引用した場合は、その文献名、資料名及び掲載頁を明記しなければならない。

## 第4章 設計細則

### 4. 1 系統図及び流量表の作成

踏査、在来施設調査その他必要な調査完了後、本局の設計基準に基づき、系統図、流量表を作成し、局監督員の承諾を受けなければならない。

### 4. 2 設計図の作成

主要な設計図は、次のとおり作成するものとし、図面完成時には、局監督員の承諾を受けなければならない。

#### (1) 位置図

位置図(1/2, 500)は、地形図に施工箇所を記入し、主要な建物等の名称を記入する。なお、平面図と位置図の向きは、同じ方向に記入する。

#### (2) 系統図

系統図(1/2, 500)は、設計対象全流域について作成し、市町村の名称及び境界線、主要な官公署、企業等の名称、水準基標、水路、公園、池、既設管の径、実施管の位置、形状、管径、勾配、路線番号、マンホール間距離及び凡例、標題等を記入する。

#### (3) 平面図

平面図(1/300)は、本局が提供したデータに本測量調査のデータを転写したものを使用し、施工箇所の管渠の平面位置、形状、管径、勾配、路線番号、管記番号、マンホール間距離、マンホール種別、ます、取付管等附属施設、補助工法区間等を記入し、隣接構造物、家屋その他の構造物と明確に区分できるようにする。また、地下埋設物の位置も正確に記入し、現地にて確認したもの以外はすべて( )書きにて位置、土被りを記入する。

#### (4) 詳細平面図

詳細平面図(1/50～1/200)は、次の場合に作成する。なお、記入要領は、平面図と同様とする。

ア 地下埋設物輻輳箇所、伏越箇所、雨水吐口設置箇所、標準布設位置以外に布設する場合等

イ 特に詳細図を必要とし局監督員が指示する場合

#### (5) 縦断面図

縦断面図(縦 1/100、横 1/600 または 1/300)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。なお、本局の縦断は左下がりとする。

ア 管渠の位置、形状、管径、勾配、平面図との対象記号、マンホール間距離、追加距離、管底高、床掘高及び土被り、地盤の位置及び地盤

高、マンホール(雨水吐室及び伏越室を含む)の位置及び種類、下水の放流先の名称、高水位、低水位、平水位

イ 現在及び計画の河床等の位置及び高さ、河川、地下道等管渠を横断する主要な施設の位置及び名称、土質データ、地下埋設物の位置と管径及び土被り、低宅地、凡例、標題等

#### (6) 横断面図

横断面図(1/50~1/100)は、次のとおり作成する。

ア 横断面図は、道路幅員の拡大箇所又は縮小箇所、構造図の断面変化、地下埋設物の位置、種別の変化等を生ずる箇所は、必ず横断面図を作成する。また、道路両側の擁壁、石垣等工事の施工によって影響を受けることが懸念される場合も、同様とする。

イ 記入事項は、側溝、地下埋設物、家屋、計画構造物、土留め、現地盤、計画地盤、電柱、街路樹、地上支障物件、舗装種別とする。

#### (7) 構造図

構造図(1/10~1/50)は、構造が特殊な布設構造、特殊マンホール、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊雨水ます、推進及びシールド用立坑等である場合は、必ず作成するものとする。また、作成に当たっては、局監督員の指示に従うものとする。なお、本局の下水道工事設計標準図による場合は、作成を要しない。

#### (8) その他

工事許可申請用の図面、仮設図面等工事施工に際しての打合せ又は申請のために必要な図面で、局監督員が指示するもの

### ~~4. 3 公共下水道工事に伴う取付管設置申請書~~

~~取付管の設計に当たっては、各戸排水の取込み位置、深さを調査し、「公共下水道工事に伴う取付管設置申請書」を作成し、建物所有者等の確認を得るものとする。~~

### 4. 4 工法の選定

(1) 工法については、関係官公署及び企業との協議事項、施工箇所の状況、その他関係資料を基にして、工事の難易度、経済性、工期等を検討するものとする。なお、その検討内容について、局監督員と打合わせなければならない。

(2) 工法の種類、工法の経済比較、施工の難易度、工事公害等について検討した工法比較検討書を提出しなければならない。

(3) 特定の材料若しくは工法又は特許に関するものを採用する場合は、その資料等を本局に提出し、協議しなければならない。



#### 4. 5 構造計算

構造計算、仮設計算に当たっては、局監督員と十分打合せの上、計算方法を確認して、行わなければならない。

#### 4. 6 施工計画書

施工計画書の作成に当たっては、工程表、施工方法、概算工事費、仮設図等工事施工上必要な事項について局監督員と協議の上、提出しなければならない。

#### 4. 7 金入り設計内訳書の作成

- (1) 本市の所定の用紙により金入り設計内訳書又は電算コード入力表を作成し、局監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 特記仕様書の作成が必要な場合は、局監督員の指示により作成しなければならない。

## 第5章 照査

### 5. 1 照査の目的

受託者は、業務を施行する上で、技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保するとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

### 5. 2 照査の体制

受託者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置し、発注者にそれら照査技術者を届出なければならない(届出様式は任意)。なお、本業務の現場代理人及び主任技術者は、照査技術者となることができない。

### 5. 3 照査事項

受託者は、設計全般にわたり地下水の浸入防止、地震時の対策、最適な管渠の維持管理を基本として、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の検討内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画(構造計画、仮設計画等)について
- (4) 計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等)について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

## ~~第6章 マンホールポンプ設備及び圧送管~~

### ~~6.1 適用範囲~~

~~本仕様書は、分流式下水道の雨水を除く汚水用として、除じん設備がなく、マンホールの中に汚水ポンプを2台設置したマンホールポンプ設備工事及び圧送管の設計に適用する。~~

### ~~6.2 提出図書~~

~~提出図書は、仕様書、外形図、構造図、据付図、電気結線図その他の必要な図面及び計算書とし、圧送管は、第7章提出書類に準拠する。~~

### ~~6.3 ポンプ設備~~

~~ポンプ設備は、次の点に留意した上で、設計を行うものとする。~~

~~(1) ポンプの種類としては、ボルテックスポンプ、吸込スクリーン付ポンプ、ノンクログドポンプから選定し、比較表を提出するものとする。~~

~~(2) 異物の通過粒径は、35mm以上とする。~~

~~(3) ポンプ及びマンホール底面は、スカム対策構造とする。~~

~~(4) 本ポンプは、汚水を揚水するものなので、汚水中において連続運転に耐え得るとともに、腐食、摩耗を考慮した堅牢な構造とする。~~

~~(5) ポンプは、振動や騒音が少なく、円滑に運転ができるとともに、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とする。~~

~~(6) ウォーターハンマを考慮し、ウォーターハンマが生じる恐れのある場合は、これを防止するため適切な対策を検討する。~~

~~(7) 弁、配管及び付属品等は腐食、摩耗等を考慮した材質とする。~~

~~(8) 電動機部分は乾式水中誘導電動機とし、起動方式は、11kw以上はスターデルタ方式とする。~~

~~(9) 電動機保護のため、モーター内部にはオートカット又はサーマルプロテクタを装備するものとする。~~

~~(10) ポンプ口径80mm以上には浸水検知機を設置するものとする。~~

### ~~6.4 電気設備~~

~~電気機器は次の点に留意した上で、設計を行うものとする。~~

~~(1) 引込開閉器盤及び制御盤~~

~~ア 盤の主要構造材料は、収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐え得る強度を有するものとする。~~

~~イ ドアには鍵を設ける。~~

~~ウ 屋外形は防雨性を有し、雨水のたまらない構造とする。~~

~~エ 自動通報、監視装置を設ける(スタンド形は除く。)~~

~~オ 停電時対策として、自家発電機接続用端子を設ける。~~

~~(2) ポンプ運転制御~~

~~ア 水位による自動運転とし、故障時のバックアップも考慮する。~~

~~イ ポンプの運転方法は単独交互運転又は並列交互運転とする。~~

~~6. 5 圧送管~~

~~(1) 圧送管の設計に当たっては、強度及び靱性が高く、耐圧性、水密性、耐食性及び施工性を考慮し、維持管理が容易な材質を選定するものとする。~~

~~(2) 圧送管の構造等については、次のことを考慮するものとする。~~

~~ア 軟弱地盤及び構造物境界付近での不等沈下を考慮した構造とする。~~

~~イ 管の曲げ部分等での離脱防止を考慮した構造とする。~~

~~エ 管材料が金属製の場合は、電食による腐食防止を検討する。~~

~~オ 配管設計上エア溜りのない配管とし、布設場所等の影響によりやむを得ない場合には、エア抜き装置等を検討する。~~

## 第7章 提出図書

本業務の提出報告書は、次のとおりとする。なお、各図書の原図は、紙ベース及び電子ベースによるものとする。

	図書名	縮尺	提出部数	摘要
(1)	位置図	1/2, 500	原図一式、陽画2部	
(2)	系統図	1/2, 500	原図一式、陽画2部	
(3)	平面図	1/300	原図一式、陽画2部	
(4)	詳細平面図	1/20～1/200	原図一式、陽画2部	局監督員の指示による場合
(5)	縦断面図	縦1/100、横1/600又は1/300	原図一式、陽画2部	
(6)	横断面図	1/50～1/100	原図一式、陽画2部	
(7)	各種構造図	1/10～1/50	原図一式、陽画2部	
(8)	仮設図	1/10～1/100	原図一式、陽画2部	局監督員の指示による場合
(9)	流量表		原図一式、陽画2部	
(10)	水理計算書		原図一式、陽画2部	局監督員の指示による場合
(11)	構造計算書		原図一式、陽画2部	局監督員の指示による場合
(12)	耐震設計計算書		原図一式、陽画2部	
(13)	数量計算書		原図一式、陽画2部	
(14)	金入り設計内訳書		原図一式、陽画2部	
(15)	公図		原図一式、陽画2部	
(16)	道(水)路査定図(写し)		一式	
(17)	現況写真(仮ベンチマーク写真を含む)		原図一式、陽画2部	
(18)	特記仕様書		原図一式、陽画2部	局監督員の指示による場合
<del>(19)</del>	<del>配管詳細図</del>		<del>原図一式、陽画2部</del>	<del>局監督員の指示による場合</del>
(20)	打合せ議事録		一式	
(21)	その他資料 ア 調査、渉外事務 記録一覧表 イ 流域系統調査 資料 <del>ウ 埋設物調査資 料</del> オ 在来管調査資 料 カ その他打合・申請等に 関する局監督員の指示し た図書		原図一式、陽画2部	A4 ファイル綴込み

## 第8章 準拠すべき図書

### 準拠すべき図書

業務は、次に掲げる図書に準拠して行うものとする。これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ局監督員の承諾を受けなければならない。

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- (2) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- (3) 下水道管路施設設計の手引き(日本下水道協会)
- (4) 下水道推進工法の指針と解説(日本下水道協会)
- (5) 下水道設計積算要領(管路施設 開削工法編)(日本下水道協会)
- (6) 下水道設計積算要領(管路施設 推進工法編)(日本下水道協会)
- (7) 下水道設計積算要領(管路施設 シールド工法編)(日本下水道協会)
- (8) 下水道施設耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- (9) 下水道施設耐震計算例(管路施設編)(日本下水道協会)
- (10) 下水道マンホール安全対策の手引き(案)(日本下水道協会)
- (11) 日本下水道協会規格(JSWAS)による各種下水道用管規格図書
- (12) 水理公式集(土木学会)
- (13) コンクリート標準仕方書(土木学会)
- (14) 土木工学ハンドブック(土木学会)
- (15) トンネル標準仕方書(シールド工法編)・同解説(土木学会)
- (16) トンネル標準仕方書(山岳工法編)・同解説(土木学会)
- (17) トンネル標準仕方書(開削工法編)・同解説(土木学会)
- (18) 土質工学ハンドブック(土質工学会)
- (19) 道路技術基準通達集(国土交通省)
- (20) 道路構造令の解説と運用(日本道路協会)
- (21) 道路土工－仮設構造物工指針(日本道路協会)
- (22) 道路土工－擁壁工指針(日本道路協会)
- (23) 道路土工－カルバート工指針(日本道路協会)
- (24) 共同溝設計指針(日本道路協会)
- (25) 道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- (26) 水門鉄管技術基準(水門鉄管協会)
- (27) 港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会)
- (28) 改定解説・河川管理施設等構造令(日本河川協会)
- (29) 改定新版建設省河川砂防技術基準(案)(日本河川協会)
- (30) 土木構造物設計ガイドライン(全日本建設技術協会)
- (31) 道路占用工事共通指示書(建設省関東地方建設局道路部)
- (32) 神奈川県道路占用工事共通仕様書(神奈川県道路占用工事調整連絡協

議会)

- (33) 道路占用の手引き (横須賀市建設部)
- (34) 下水道工事設計標準図 (横須賀市上下水道局)
- (35) 下水道設計指針 (横須賀市上下水道局)
- (36) 日本工業規格(JIS)
- (37) 日本電気工業会標準規格(JEM)
- (38) 日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- (39) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (日本下水道協会)

## 特記仕様書

### (適用)

本仕様書は「平作地区ほか樋門更新検討及び実施設計業務委託」（以下、「本業務」という）に定める特記仕様書とする。

### (目的)

近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨のように全国各地で水災害が激甚化・頻発化しており、気候変動の影響により今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれるなか、令和3年2月に特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案（流域治水関連法案）が閣議決定され、流域全体を俯瞰してあらゆる関係者が協働する「流域治水」の実現をはかるものとなった。そのなかで、氾濫をできるだけ防ぐための対策のひとつとして、下水道で浸水を防ぐべき目標降雨を計画に位置付けて整備を加速するほか、下水道の樋門等の操作ルールを策定し、河川等から市街地への逆流等を確実に防止することが義務付けられた。このような背景のもと、本業務は、13箇所（ゲート有4箇所＋ゲート無9箇所）を対象に、既存施設の必要性、ゲート改良について更新検討及び設計することを目的とする。

### (業務条件)

本業務の条件は以下のとおりとする。

- 1 雨水計画関連の基礎資料、段階的整備計画の方針及び計画降雨強度等の諸元については、「横須賀市雨水管理方針」に基づくこと。
- 2 本業務は、浸水シミュレーションにより効果確認を行い、経済性・浸水削減効果、施工性等の観点から比較検討により最適案を選定すること。
- 3 浸水シミュレーションの条件は以下のとおりとする。
  - (1) モニタリング：なし
  - (2) 流出解析モデル：「InfoWorks ICM」とする。
  - (3) シミュレーション：1降雨2ケース（ゲート全開、ゲート全閉）
- 4 浸水シミュレーションに関する作業は「流出解析利活用マニュアル（雨水対策における流出解析モデルの運用手引き）」（公益財団法人 日本下水道新技術機構）に準拠して実施する。
- 5 「横須賀市雨水管理総合計画（段階的整備計画）策定業務委託」で作成したデータは提供可能。



(業務内容)

## 1 設計計画

作業方針や工程等を立案するとともに、業務計画書を作成する。業務に必要な準備作業を行い樋門等の設計を行う。

## 2 資料の収集整理

本業務で必要となる、排水先河川(二級河川平作川)の出水時の水位データ、河川管理基図(平面図、縦断図、横断図)、流量配分図、河川改修計画諸元(計画堤防高、計画高水位、計画河床高等)、各樋門の完成図、樋門の操作手順書、下水道計画、下水道台帳、流出解析モデル等の資料を収集整理する。また、排水先河川における各樋門の測点を明確に設定し、各測点の単距離、追加距離、HWL、計画勾配、余裕高、計画堤防高、近傍水位観測所からの距離等を一覧表に整理するとともに、排水先河川の計画、下水道計画、水位観測所のデータを整理し、以降の検討に必要な準備作業を行う。

## 3 現地踏査

排水先河川(二級河川平作川)の状況、対象樋門(ゲート有4箇所/ゲート無9箇所)の設置状況、堤内地側の土地利用状況、近隣する現況施設の状況等を把握し、現地踏査結果を対象樋門ごとに調書(放流区分、ゲート構造、開閉器、函渠断面、所在地、所管、河川管理者、現地写真)として取りまとめる。

## 4 既存施設の必要性の検討

流出解析モデル(管渠情報、地盤高情報)、および排水先河川の計画諸元を基に、対象樋門(ゲート有4箇所/ゲート無9箇所)の逆流防止施設の必要性について検討する。その際、各樋門から逆流した場合に内水被害が予見される場所は、幹線ルート上の最低地盤高地点と考えられることから、流出解析モデルを用いた浸水シミュレーション(貸与データ:雨水管理総合計画浸水シミュレーションモデル)を行い、幹線ルート上の最低地盤高地点を抽出するとともに、堤内地盤高と河川HWLとの関係を整理する。なお、浸水シミュレーションは、河川からの背水の影響に起因した浸水を見極めるため、1降雨2ケース(ゲート全開、ゲート全閉)について実施し、背水の影響で最も早く浸水する場所を特定する。

## 5 ゲート改良の検討

対象樋門(ゲート有4箇所/ゲート無9箇所)の放流方式、逆流防止施設の必要性を踏まえて、対象樋門(ゲート有4箇所/ゲート無9箇所)について、電動化、フラップ化の可能性を検討し、ゲート形式の改良方針を決定する。改良方針で、電動化を実施する方針とした樋門については、電動化に伴うゲート

改良費（開閉装置、操作台拡張、機側操作盤等）を算出し、費用を取りまとめる。改良方針で、フラップ化を実施する方針とした樋門については、フラップゲート形式の比較検討を行うとともに、メーカーヒアリングによる事例整理を行い、フラップ化に伴うゲート改良費（ゲート本体、非常用装置、開度計装置等）を算出し、費用を取りまとめる。

6 本仕様書に記載されていない事案が生じた場合、事前に局監督員と協議のうえ承諾を得ることとする。

## 7 成果品

成果品は以下のとおりに提出すること。

- |     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| (1) | 報告書（A4版、黒表紙金箔文字製本）          | 2部 |
| (2) | 設計図（A3版）                    | 2部 |
| (3) | 照査報告書                       | 1部 |
| (4) | 上記の電子データ（CD-R）              | 1式 |
|     | ※原則 PDF 形式とし、設計図は CAD 形式とする |    |
| (5) | その他監督員が指示するもの               |    |

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の





























